

奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場管理規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十一号

奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例(昭和二十七年七月奈良県条例第三十五号)第二条第一項に規定する駐車場(以下「駐車場」という。)及び同条第二項に規定する乗降場(以下「乗降場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間等)

第二条 駐車場及び乗降場の供用時間(駐車又は乗降の用に供することができる時間をいう。以下同じ。)並びに入場時間(駐車場又は乗降場に入場することができる時間をいう。以下同じ。)及び退場時間(駐車場又は乗降場から退場することができる時間をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、供用時間若しくは入場時間若しくは退場時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

(臨時休業等)

第三条 駐車場及び乗降場の休業日は、設けない。ただし、必要があると知事が認めるときは、臨時に休業することができる。

2 知事は、管理上必要があると認めるときは、駐車場又は乗降場の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(その他)

第四条 この規則に定めるもののほか、駐車場及び乗降場の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月十三日から施行する。

別表(第二条関係)

駐車場及び乗降	自動車の種類	供用時間	入場時間	退場時間

		駐車場		駐車場		駐車場		駐車場		場の名称			
奈良上三橋自動車駐車場		奈良登大路自動車駐車場		奈良大仏殿前自動車駐車場		奈良高畑自動車駐車場							
乗合型自動車		普通自動車等		普通自動車等		乗合型自動車		自動二輪車等		普通自動車等		乗合型自動車	
午前七時三十分から午後十時まで		翌日の午前零時まで		午前七時三十分から午後七時まで		午前零時から翌日の午前零時まで		午前七時三十分から午後七時まで		午前七時三十分から午後七時まで		翌日の午前零時から午前零時まで	
午前七時三十分から午後十時まで		午前六時から午後十時まで		午前七時三十分から午後六時三十分まで		午前七時三十分から午後十時まで		午前七時三十分から午後六時三十分まで		午前七時三十分から午後六時三十分まで		午前七時三十分から午後十時まで	
午前七時三十分から午後十時まで		翌日の午前零時まで		午前七時三十分から午後七時まで		午前零時から翌日の午前零時まで		午前七時三十分から午後七時まで		午前七時三十分から午後七時まで		翌日の午前零時から午前零時まで	

乗降場		乗降	
奈良公園	バスターミナル	乗合型自動車	午前七時三十分から午後十分まで
奈良高畑	乗合型自動車	乗合型自動車	午前七時三十分から午後十分まで
自動車乗降場	乗合型自動車	乗合型自動車	午前七時三十分から午後十分まで
		乗合型自動車	午前七時三十分から午後十分まで

注

1 「普通自動車等」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）をいう。

2 「自動二輪車等」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。